

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妊娠中であり、また、後には乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、月額3万円（ただし、平成23年3月分から同年6月分までについては、家族別離が生じていたことを併せて考慮して、月額6万円又は7万2000円）が、申立人父の平成23年3月分から同年6月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離が生じていたことを考慮して、月額3万円又は3万6000円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号の事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

【損害項目】

- 1 精神的損害（増額分）
（期間 自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日）
- 2 一時立入費用（交通費）
（期間 平成23年5月1日、平成23年8月13日、平成23年9月23日、平成24年1月2日、平成24年5月2日の分）

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、計金2,876,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 精神的損害（増額分） | 金2,808,000円 |
| 2 一時立入費用（交通費） | 金68,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申

立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年3月3日

（仲介委員 戸嶋 洋一）